

証言シタル金叁拾六萬圓ナルモ昨二十四日ノ第一
回罷工事件ノ判決言渡ノ時ニ於テ判官ハ之ヲ
二十七萬圓ヲ正當ナル損害額ト認ムル旨ヲ聲
明シタリ 然レ共夫ノ貳百拾九名ノ職首職工ハ
「飢業ノ見込ナレトカ」不都合ニシテトカノ理由ニヨリ
テ解雇サレタルヲ遂ニ理由如何ニ不依テ手復
入ヤルベカラザル止ムナキニ至ラントシツアルナリ

白仁製鐵所長官閣下

閣下ハ三萬職工ヲ手足ノ如ク操縦スルト共三三万
ノ職工ノ生活、鑿ヲ握レルナリ社會的ニ最モ弱者
タル吾等ノ同僚ニシテ且職ヲ失ヒテ生活ニ窮シツ、
アルモノ、為ニ閣下ノ寛量ノ徳ヲ示サレヌトナリ
吾等ハ閣下ノ英明ノ資ニ俟ツモノ多シ閣下之ヲ諫
セヨ 謹言 再拜

日本労友會主催八幡市労働者大會ハ出席者
飯田義丸氏ノ提案ニカシテ前記閣下へノ捧書書ヲ
審議シタル結果労働者大會ノ名ニヨリテ之ヲ閣下ニ
捧書ナル事ヲ満場一致ヲ以テ可決シタリ
茲ニ謹ニテ閣下ニ告ス

大正九年四月二十五日

日本労友會主催

労働者大會

製鐵所長官 白 仁武閣下